

タイの「福祉カード事業」の貧困削減・所得格差是正効果の程度について

桃山学院大学 江川 暁夫

要旨

タイでは2017年10月より、貧困者・低所得者に対して発行されている「福祉カード」の保有者に対し、生活費負担の軽減支援を目的とした事業（以下「福祉カード事業」という。）が実施されている。福祉カードは、指定店舗等での日用品購入と公共交通機関利用に係る負担軽減策への活用に始まり、その後、職業訓練対策や景気対策など、その活用範囲を拡大させ、高齢者福祉対策などへの活用や生活費負担支援の金額の引上げなども企図されている。

福祉カード事業が、事実上の貧困削減や所得格差是正の効果を持つことは明らかである。他方、この事業を通じて支援をすべき対象者の範囲やそれぞれの対象者に対する支援金額の規模が行き過ぎれば、社会にとって悪い状況ももたらされかねない。

本稿は、タイの福祉カード事業の日用品購入支援額をカード保有者の所得として仮に算入した場合の貧困削減・所得格差是正効果を定量的に把握することを目的とするものである。そして、分析を通じて明らかになった点は、以下の通りである。まず、タイの福祉カード事業は、一般的なミクロ経済学の示唆が取り込まれ、従前の「草の根政策」に比べても数多くの利点が存在する。他方、導入当初よりいくつかの批判も存在し、改善されたものもあれば、今後の運用において引き続き留意していくべきものもある。所得分布関数を推計し、貧困削減効果を計算してみると、その効果は必ずしも小さくない。また、地域別には、北部と東北部において、より大きな貧困削減効果を発揮すると考えられる。また、所得格差是正効果も、大きくはないが見られることがわかった。ただし、福祉カード事業は貧困や所得格差の根幹である職業訓練や教育とうまくリンクしていないという批判については、ある程度正しいことが判明した。

現政権は、生活費負担軽減策としての給付額を引き上げようとしている。貧困者に関してのみ引き上げれば財政負担もそれほどなく、貧困率も効果的に下げることができるが、政府が減少させたいと考えている「貧困に近い状況にある者」は大きく増加する。福祉カード事業として、貧困に近い者も減らすことは可能であるが、その場合、財政負担が膨張するという試算結果になった。そして、福祉カード保有者全体への給付が大きくなりすぎれば、貧困の罍の発生が懸念されるほか、Lambert (1994)の命題で危惧される多すぎるリランキングを通じて、所得格差が改善されないこともあり得、その場合には社会の不安定化がもたらされかねない。

The impact of State Welfare Card projects on the alleviation of poverty and income inequality in Thailand

Akio Egawa (Faculty of Economics, Momoyama Gakuin University)

Abstract

In Thailand, the government started a scheme of easing burdens for living expenditure for those in low-income households who hold “State Welfare Cards” issued to the poor and the low-incomes (Welfare Card project” hereafter). The State Welfare Card was initially utilized for depositing allowance for purchasing necessity goods and for commuting by public transportation, and then it became more widely utilised to vocational training and economic stimulus schemes as well. It is also expected to be used for welfare schemes for the elderly and the amounts of monthly allowance for purchasing necessity goods is to be raised by the newly established government.

It is apparent that the Welfare Card project will contribute to reducing poverty and improving income equity. On the other hand, it may have negative effects for the society if the range of recipients of benefits may be expanded too much of if the amounts of the allowance become too high.

This paper aims at numerically evaluating the effects of the Welfare Card project (providing monthly allowance for living expenditure) on poverty reduction and income inequality alleviation, by introducing Thailand’s income distribution function. The findings are as follows. The Welfare Card project is designed based on the implication from basic microeconomics and has many merits in implementing the measures, compared to formerly-conducted so-called grass-root projects. On the other hand, there are criticisms at the initial stage against the project, some of which were dealt with already but some have not. Calculating the poverty-reduction effect by estimating Thailand’s income distribution function, the effect is not small as widely expected by general public. Also, a small effect on income-inequality alleviation can be seen. However, the criticism that the Welfare Card project has not been effectively linked with vocational training and attainment for higher education may be supported to some extent, based on the analysis.

The current government tries to raise the amounts of allowance. According to the analysis based on the derived income distribution function, the government can reduce poverty ratio without heavy burden to public finance if it is to raise the allowance for the poor only, whereas the number of the “almost poor” would increase. The government has tried to reduce the number of the almost poor, which has not been reduced for almost 30 years. If it is to raise the allowance for non-poor State Welfare Card holders in order to achieve the reduction of almost poor population, then the burden on the public finance would surge, a problem of “poverty trap” would occur, and income-inequality alleviation may not be realized through the re-ranking of individual income, which may make the society unstable.

タイの「福祉カード事業」の貧困削減・所得格差是正効果の程度について

桃山学院大学 江川 暁夫

1. はじめに

タイでは2017年10月より、貧困者・低所得者に対して発行されている「福祉カード」の保有者に対し、生活費負担の軽減支援を目的とした事業（以下「福祉カード事業」という。）が実施されている。福祉カードは、指定店舗等での日用品購入と公共交通機関利用に係る負担軽減策への活用に始まり、その後、職業訓練対策や景気対策など、その活用範囲を拡大させ、今後は高齢者福祉対策などへの活用も企図されている。カードの取得者数も、2019年6月時点で約1,450万人となっている。

福祉カード事業が事実上の貧困削減や所得格差是正の効果を持つことは明らかである。他方、この事業を通じて支援をすべき対象者の範囲やそれぞれの対象者に対する支援金額の規模が行き過ぎれば、社会にとって悪い状況ももたらされかねない。

本稿は、タイの福祉カード事業の日用品購入支援額をカード保有者の所得として仮に算入した場合の貧困削減・所得格差是正効果を定量的に把握することを目的とするものである。第2章で、福祉カード事業の概要と、同事業のメリットと利用における問題点を概観する。第3章

では、所得分布関数を推計・導出し、これを用いて、第4章では貧困削減効果を、第5章では所得格差是正効果を、それぞれ定量的に把握する。第6章では、政府が企図している支給額の引上げが、どの程度の貧困削減効果と所得格差是正効果をもたらすかを、定量的に議論する。第7章は結語である。

2. 福祉カード事業の概要

(1) 福祉カード事業について

福祉カードとは、所得支援策等の恩恵を受ける対象となる低所得者等に該当することを証明するカードで、個人単位で発行され、電子マネー機能が付されている。その取得に当たっては、年間の収入額が10万バーツ以下かつ保有資産額が10万バーツ以下であることが条件となる。そして、このカードの保有者を対象とした福祉カード事業が2017年10月に始まったが、その時点での恩恵は、生活費支援、公共交通機関の上限付きの運賃負担補助、家庭用調理ガス費用の上限付きの補助であった。その後、恩恵の追加のほか、景気対策にも使われてきている（2019年6月末時点での福祉カード事業の一覧を表1に掲げた）。

表1：福祉カードを通じた恩恵

【時限規定のない給付等】	<ul style="list-style-type: none"> 生活費支給（福祉カードへのオートチャージ。トンファー・プラチャーラットでの購買に使用可） <ul style="list-style-type: none"> 年収額が3万バーツ以下の者には月300バーツ、3～10万バーツの者には月200バーツ 公共交通運賃の補助（福祉カードへのオートチャージ） <ul style="list-style-type: none"> 公共バス代：別途500バーツ/月チャージ。 BTS/MRT/国鉄の運賃：別途500バーツ/月（バンコクとその周辺に住む者のみ） 調理ガス代の補助（3か月ごとに45バーツ） SIMカード無料配布（既保有者には利用料金の一部助成） 	<ul style="list-style-type: none"> 【当初措置】 <ul style="list-style-type: none"> 2017年10月からの4か月間で119.4億バーツを使用済み。うち、118.22億バーツが生活費支給（＝日用品購入）に充当。残り1億バーツ強が公共交通代。 【2018年11月追加】
【時限的な措置】	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練の無料提供と、職業訓練を受けた者への追給 <ul style="list-style-type: none"> 年収3万バーツ以下の者は300→500バーツ/月に、3～10万バーツの者は200→300バーツ/月に トンファー・プラチャーラットで購入した消費財のVATを還付 <ul style="list-style-type: none"> 7%のVATのうち5%を還付。還付上限は500バーツ/月。2018年11月～19年4月。 残り2%分のうち、1%は必要経費、もう1%は国民貯蓄基金に（銀行口座の開設が求められる） 電気代・水道料金の減免（毎月）2018年12月～19年9月。電気代は50ユニット以下の電力消費量の者は無料、それ以上の消費量の者には230バーツを上限、水道料金は上限100バーツを毎月補助。 年末追給（500バーツ）。銀行で引出し可能。 低所得高齢者（65歳以上）の通院・健康関連支出の支援を目的に追給（500バーツ）。銀行で引出し可能。また、低所得高齢者（60歳以上。借家暮らし、住居のない者に限る）への家賃補助（400バーツ/月）2018年12月～19年9月 	<ul style="list-style-type: none"> 【2018年3月追加、2019年1月延長】 【2019年6月までの措置】 【2018年9月閣議決定】 <ul style="list-style-type: none"> この措置に係る予算は50億バーツ 600万人の口座開設が目標 【2018年11月策定】 <ul style="list-style-type: none"> 補正予算額72.5億バーツ。 いったん支払い、あとで還付を受ける。 年末追給と高齢者追給は2018年12月～19年1月に1回限り。

（出所）各種報道及びヒアリングより筆者作成。

(2) 福祉カードを通じた所得支援策の利点

福祉カード事業の利点について、2014年まで実施されてきた、農民や農村を裨益対象としたいいわゆる「草の根事業」との比較で整理すると、以下が挙げられる。

①政策の効率性がより確保されやすい:草の根事業は、農民や農村が裨益条件であるから、低所得ではない者が含まれてしまう。他方、福祉カード事業は、受益者が貧困者・低所得者に限定される。また、電子マネー機能の付いたカードへの電子的な入金のため、毎月の給付の際に中間的な業者・担当者を必要とせず、かつ、毎月の利用上限の設定も電子的に可能である。したがって、運用コストが小さく、汚職の可能性も低い。

②直接的所得移転により、市場メカニズムに歪みを生じさせない:現在まで維持・強化され続けている「価格統制・価格監視制度」は、対象商品の値上げの際に政府の承認を得なければならないとするもので、市場に事前介入する(市場を歪める)のみならず、規制対象とする商品の選定を誤れば、所得格差をむしろ悪化させる。その点、福祉カード事業は、毎月の生活費給付の形を取り、購買する品目に関係なく恩恵を受けることができるため、価格決定メカニズムに歪みを生じさせない。

③各家計の所得の捕捉可能性を高める:高所得者から低所得者への所得移転を実効的なものとするためには、全国民の毎年の所得額の正確な把握は必須である。福祉カードは、その取得申請を通じ、限定的ではあるが、低所得者部分の自己申告ベースでの各人の所得額を捕捉することが可能となっている。これにより、非効率な草の根事業を実施しなくてもよくなったほか、申請時のデータの活用次第では、将来的な可能性として、負の所得税の導入なども含む更に効率的な政策対応も可能となる。

④労働力の移動をいわずらに制限しない:草の根事業は農民・農村居住者であることを条件に便益を付与しており、これが本来であれば他の業種に転換・転職して収入を増やすべき労働者が農民・農村にとどまる誘因となっていたおそれがある。この点で、福祉カード事業は、所得と資産の状況等を基準として適格者を特定しており、職業の内容を加味していない。すなわち、給付の中身によって職業選択に影響を及ぼさない。

⑤給付と職業訓練のリンクが可能:貧困者に対しては、給付と自立支援をセットにし、いずれは給付に頼らなく

ても経済活動や消費活動を行えるようにしていくことが不可欠となる。2018年度の補正予算によって、福祉カード事業の一つとして、職業訓練を受けることにより毎月の生活費給付額が上乗せ(年収3万未満以下の者への給付額が月300万円から500万円に、年収3~10万未満の者への給付額が月200万円から300万円に、それぞれ増額)されることとなった。

⑥VATの2段階税率化にも活用可能: (略)

(3) 福祉カード事業に係る批判・懸念等

①事業の対象を広げすぎているとの批判:貧困者を支援することは妥当だとしても、貧困ではない者にまで給付をすることで、真に支援を必要とする貧困者への給付額が小さくなり、貧困削減効果がみられなくなっているのではないか、との議論は存在する。

②貧困や所得格差の根幹の問題に対処していないとの批判:福祉カード事業が、貧困や所得格差の根幹の問題に対処せず、あたかも貧困者への「あわれみ」のように給付を行うものであり、人々の尊厳を奪い、適切ではない、という批判がある。職業訓練に関しては、福祉カード事業の中で実施されているが、問題は、福祉カード保有者が職業訓練を受講するかどうかという点である。他方、教育に関しては、大学就学率について所得階層間の格差は明白に存在する。この観点では、福祉カードが貧困問題の根幹に対処していないとの批判は正しい。

③事業の維持可能性の問題への指摘:福祉カード事業は、現時点では事業規模は小さいが、事業の法定化に伴い、今後は福祉カード事業がタイの福祉事業全体の中核に位置付けられることとなる。そこにおいて、2018年11月の追加的な一時金の支払いのような措置や、更には福祉カードの利用範囲や給付額の拡大など、事業規模が膨らんでいくことが想定される。また、事業規模については、事業が奏功する限りにおいて、対象者(福祉カード保有者)は年々減少していくはずであるが、収入額を毎年申告させるシステムになっていない。

④福祉の受益者の限定(ユニバーサル福祉からの脱却)、⑤福祉カード保有者のうちから受益資格を政府が選定することへの懸念、⑥政府が対象とする財やサービスの決定力を高めていくことへの懸念: (略)

3. 所得分布関数の導出

福祉カード事業をめぐっては、草の根事業と比べた場合のメリットも多い一方、過度かつ恣意的な制度活用への懸念や教育・職業訓練への活用の不十分さなどの観点からの批判も生じていることがわかる。他方、福祉カード事業がどの程度貧困削減・所得格差是正効果を持っているかを定量的に把握した研究は、いまだ見当たらない。福祉カード事業が潜在的に持つ貧困削減・所得格差是正効果の大きさを知る意義はあると考えられる。

したがって本稿では、所得分布関数を導出し、福祉カードが配布される所得水準にある者の中で実際に配布されている者について一定の仮定を置くことでより現実的な効果分析を行っていく。

まず、導出に際して用いる統計情報は、タイ国家統計局は非タイ人によるタイ家計調査（HSES：Household Socio-Economic Survey）の個票の利用を原則として認めていないことから、毎年公表されているHSESの2017年1月時点の「統計表3：平均月収階層別の家計戸数割合（%）」を採用した。福祉カードの受給資格審査においては2017年5月までの収入情報が用いられていることから、あえて2017年1月のデータを用いるものである。この統計表3から得られる限られた統計情報により、連続型の確率密度関数を特定していく。

（所得分布関数の具体的な導出過程については、略）

4. 福祉カード事業を通じた貧困削減効果

福祉カード事業による貧困削減効果を計測するにあたっては、生活費負担軽減のための給付と、職業訓練を受講したときの増額のみを対象とする。これは、他の給付（例えば交通費補助など）は、所得額と利用額の関係が不明であり、貧困削減・所得格差是正効果を計測することができないためである。また、本稿での「貧困」の定義は、タイ独自の定義によることとする。この定義での2017年時点でのタイの貧困者数は532.4万人（貧困率は7.87%）で、1990年代末の通貨危機の時期を除き、これまで一貫して減少してきた。特に、貧困ラインの80%未満の収入しか得られていない「厳しい貧困状態にある者」は、1988年の2,670万人（人口比で50.95%）から約30年で

182万人（同2.69%）まで低下し、これらの者の減少幅の大きさが、タイの取組への高い評価につながっている。また、貧困ラインの80~100%の収入となっている「極度ではない貧困状態にある者」も、特に2000年代以降は順調に減少し、2017年で350万人（同5.18%）となっている。

福祉カード事業は所得額に応じた二段階の定額給付になるため、連続型の所得分布関数のままでは分析が不可能になる。そこで、対数ロジスティック分布関数から10,000個の乱数を発生させ、この各数値を操作し集計することで、その効果を見ていくこととする。

2017年におけるタイの貧困ラインは月額2,918バーツである。発生させた乱数のうち、2,918バーツを下回る個数から計算すると、18歳以上人口の9.52%（517.3万人）が貧困者に該当する。この数値は、NESDCの上記の推計値に照らすと若干高いが、この数値から、仮に生活費支援額が所得に算入された場合にどの程度の貧困削減効果があるのかを示したものが、表5である。

表5：導出した所得分布関数に基づく計算結果

18歳以上人口を対象	事業導入前	事業導入後			3万バーツ以下のみ対象と仮定
		通常給付のみ	通常+職業訓練追給 全員受講	一部受講	
貧困率	9.51%	8.03%	6.99%	9.51%	
（事業導入前との差）		(-1.48%pt)	(-2.52%pt)	(0.00%pt)	
貧困者数	5,173,340	4,368,236	3,802,486	5,173,340	
（事業導入前との差）		(-805,104)	(-1,370,853)	(0)	
「貧困に近い状況にある者」					
人数	4.18%	4.31%	4.56%	5.35%	4.18%
人口比	2,273,876	2,344,595	2,480,592	2,910,344	2,273,876
（事業導入前との差）		(0.13%pt)	(0.38%pt)	(1.04%pt)	(0.00%pt)
ジニ係数	0.4635	0.4576	0.4543	0.4559	0.4612
（事業導入前との差）		(-0.0059)	(-0.0092)	(-0.0076)	(-0.0023)

（出所）筆者推計。

まず、通常給付（年収3万バーツ以下の者には月300バーツ、年収3~10万バーツの者には月200バーツの「収入増」として算入する）の効果としては、18歳以上の貧困者を80.5万人（18歳人口比で1.48%ポイント）削減することにつながっている。さらに、2018年6月からの職業訓練追給（職業訓練を受講した者について、年収3万バーツ以下の者への給付を200バーツ、年収3~10万バーツの者への給付を100バーツ、それぞれ上乘せ）の開始以後は、貧困者が全員受講した場合、18歳以上の貧困者を137.1万人削減することにつながる。福祉カード事業は、決して小さな貧困削減効果を持つと言える。ただし、一律の少額の給付では、極度の貧困にある者は給付後も貧困から脱出できないという点は、指摘しておく必要がある。

また、福祉カード事業が貧困の根幹に対処できていないとの批判について、ここで考察を加える。福祉カード事業の裨益者がすべからず職業訓練を受講すれば、所得獲得能力の向上を通じて、事業に頼らずとも貧困から脱することができるほか、政府が減少させたいと考えている「貧困に近い状況にある者」の更なる自立が期待できる。ところが、貧困者のうち「深刻ではない貧困状況にある者」（具体的には月収2,718バーツ以上の貧困者）は、貧困から脱する目的では職業訓練を受講する必要がない。まして、「貧困に近い状況にある者」が職業訓練を受けるインセンティブは、貧困から脱するという目的からは、存在し得ない。これは地域別にはさらに顕著であり、最も貧困率の高い北部、東北部では貧困者の自立が促されないという問題が残る。具体的には、北部・東北部の田舎地域において、貧困ラインの80%未満の収入しかない「極度の貧困にある者」は、月300バーツの支援（及び水道光熱費・交通費の補助）のみでは貧困から脱することはできない（貧困ラインの80%の収入の者が貧困ラインを上回るために必要な追加額が450バーツ前後となることから明らかである）。このとき、職業訓練を受講すれば、極度の貧困状態にある者の給付額は月500バーツになるから、彼らの職業訓練受講意欲は高くなるだろう。しかし、極度ではない貧困状態にある者の大半は、職業訓練に参加せずとも、月200バーツの支援で貧困から抜け出せる限りにおいて、意欲は低くなる。北部・東北部の田舎部ではそうした状況がみられるのである。

他方で、政府は貧困ラインの100~120%の収入になっている「貧困ではないが貧困に近い状態の者」を減少させたいと考えている（Ministry of Foreign Affairs of Thailand, 2017）。この層にある者は、これらの者の収入を継続的に高められなければ、何らかの経済社会上のショックによって再び貧困状態に陥る可能性も高いが、1988年で510万人（人口比で9.73%）であったものが、2017年においても540万人（同7.99%）と、30年近くの間減少していない。こうしたタイ政府の問題意識そのものに対して異論はないが、貧困から抜け出す者が多ければ多いほど、この層から抜け出すための対策に乏しい限り、この層の者が増えるのは自明である。そして、貧困から既に脱している彼らは、職業訓練を受ける意欲が貧困者に比べても弱い。そこで、表5で「一部受講」すなわち追給で貧困状況が改

善するか貧困から抜け出せる者のみ受講する場合の「貧困に近い状況にある者」の増減についても計算した。その結果、福祉カード保有者の全員が職業訓練を受講した場合でも、貧困に近い状況にある者の18歳人口比は0.38%ポイント増加したが、通常給付のみで貧困状況から脱却できる者ないし既に貧困でない者が職業訓練を受講しないケース（表中の「一部受講」）では、貧困に近い状況にある者の18歳人口比は1.04%ポイント上昇すると結果となった。

5. 福祉カード事業を通じた所得格差是正効果

福祉カード事業による所得格差是正効果を計測する際には、福祉カードの実際の保有者数（約1,450万人）と導出された所得分布関数から計算される保有者数（約2,800万人）の差について、より現実的な仮定を設定し、給付の効果を考えていく必要がある。（仮定の説明は略）

表5から、所得格差是正効果（すなわちジニ係数の低下の程度）を見ると、事業実施前のジニ係数が0.4635であったものが、当初措置の導入により0.4576と低下するとともに、職業訓練追給により更に0.4543まで低下することもできたことがわかる。ただし実際には、一部の者が職業訓練を受講しないため、ジニ係数は0.4559への低下にとどまった。したがって、福祉カード事業は、事業規模からみて、所得格差の大幅な是正はみられないものの、一定程度の効果はあったと捉えることができる。

なお、貧困者層に大きな定額の給付がある場合、給付後の個人所得ベースで所得額順位の変動（リランキング）が発生する。リランキングがあまりない場合にのみ、所得格差は是正されるという「Lambert(1993)の命題」というものが存在する。このモデルでは、年収3万バーツすなわち月収2,500バーツを超えたところで、リランキングが生じる。そこで、表5中で「3万バーツ以下のみ対象と仮定」した場合のジニ係数を求めると、近似的に、Lambertの命題で想定される状況が発生しているかどうかができる。この場合のジニ係数は0.4612となっており、事業導入前の0.4635より低下していることから、Lambertの命題における懸念は生じていないと考えることができる。

6. 生活費負担支援額の引上げが行われた場合の 貧困削減・所得格差是正効果の算出

タイでは、5年強の暫定政権期を経て、2019年3月に実施された総選挙に基づく政権が誕生した。この政権の首相は、暫定政権時の首相と同じプラユット・チャンオーチャ首相であるが、同氏が暫定政権の首相であった時期の2018年に、草の根部門に対する政策の様々な枠組みを法定化した結果、福祉カード事業が、今後のタイの福祉政策の中核を担うことになる。そして、現在の政権の首相として、プラユット首相は、福祉カードを通じた生活費負担支援の給付金額を増額させ、低所得者の生活の安定に資することを検討している（本稿執筆時点）。

そこで、導出した所得分布関数を用いて、具体的な引上げ額は不明であるものの、給付額の引上げが、どの程度、貧困削減・所得格差是正効果を持つかを計算してみる。検討するのは3つのパターンとする。それぞれ、(i)政府が貧困対策により注力するため、年収3万バーツ以下の者が職業訓練を受講した場合に給付額を現行の500バーツから1,000バーツに引き上げる（年収3～10万バーツの者については現行通りの）場合、(ii)あくまで福祉カード保有者全員に対する増額を重視し、上記(i)の措置に加え、年収3～10万バーツの者に対しては職業訓練の受講にかかわらず現行の200バーツから500バーツに給付額を引き上げる場合、(iii)福祉カード保有者は所得額にかかわらず給付額を一律1,000バーツにする場合、の3つである。それぞれの場合における計算結果を、それに伴う予算支出額の計算結果とあわせて示したのが表6である。

表6：導出した所得分布関数に基づく拡充案の効果試算

18歳以上人口を対象	現行	拡充案		
		(i) 1000バーツ、 不変	(ii) 1,000バーツ、 500バーツ	(iii) 一律1,000 バーツ
貧困率	6.99%	5.24%	3.69%	3.69%
(現行との差)		(-1.75%pt)	(-3.30%pt)	(-3.30%pt)
貧困者数	3,802,486	2,850,505	2,007,321	2,007,321
(現行との差)		(-951,981)	(-1,795,165)	(-1,795,165)
「貧困に近い 状況にある者」	人数 5.35%	6.99%	6.36%	2.80%
人口比	2,910,344	3,802,486	3,459,773	1,523,171
(現行との差)		(1.64%pt)	(1.01%pt)	(-2.55%pt)
ジニ係数	0.4559	0.4494	0.4398	0.4381
(現行との差)		(-0.0065)	(-0.0161)	(-0.0178)
年間支出額(億バーツ)	485	697	1,082	1,740
(現行との差)		(212)	(596)	(1,255)

(出所) 筆者推計。

(i)の場合、深刻な状況にある貧困者の多くが貧困状態

から脱することができ、貧困率が1.75%ポイント低下する。他方で、貧困に近い状況にある者は大きく増加し、また、ジニ係数の低下幅も0.0065ポイントとあまり大きくない。ただし、貧困者への給付の大幅な引上げにもかかわらず予算支出額の増加はそれほど大きくない。

(ii)の場合は、深刻な状況にある貧困者の多くに加え、深刻ではない貧困状況の者は全員、貧困状況から脱することができるため、貧困率の低下幅は更に大きくなる。ただし、貧困に近い状況にある者は、(i)の場合と同様、増加する。ジニ係数は、より多くの低所得者が裨益する分、更に低下する。(i)と(ii)のジニ係数を比べると、裨益する人口の差もあるだろうが、貧困者への給付を大きくするより、低所得者の給付を少し高めるほうが、タイの現状においては、所得格差是正効果が大きいということがわかる。ただし、追加的な予算支出額は(i)の3倍近くになる。

(iii)の場合、貧困率の低下幅も大きく、また、貧困に近い状況にある者も減少させることができるようになる。しかしながら、1,450万人に1,000バーツを毎月配布すれば、これだけで、予算支出は年間1,740億バーツ（追加支出分だけでも(i)の6倍）となり、ばら撒きとの批判に直面しかねない。

繰り返しになるが、タイ政府は、貧困率を順調に低下させてきている中、所得格差の改善と、貧困に近い状況にある者の削減を重視してきている。このため、(ii)や(iii)のような、財政負担を大きくする政策を採用しかねず、その場合には、納税者側の反発も予想される。特にLambertの命題で危惧される、大きすぎる給付によってリランキングが大きくなりすぎる結果、所得格差が是正されない状況がもたらされれば、反発は必至であろう。本モデルを用いて、(i)のケースで、給付額を300バーツずつ、1500バーツまで上昇させた場合の試算を行ってみたところ、給付額の増加に伴いジニ係数は低下しているため、1500バーツを貧困者に給付するところまでは少なくともリランキングは起こらない。このモデルでは3～10万バーツの部分でのリランキングを観測することができないが、現実はこの部分でのリランキングが大きくなるような政策がとられれば（上記の(ii)や(iii)のケース）、低所得者への過剰な給付が社会的な反発が生じることも予想される。

7. 結語

本稿を通じて明らかになった点は、以下の通りである。まず、タイの福祉カード事業は、生活費負担軽減策の形を取りつつも、一般的なマイクロ経済学の示唆が取り込まれ、従前の「草の根政策」に比べても数多くの利点が存在する。その意味で、福祉カード事業は今後も上手に活用していくことが望まれるが、他方、導入当初よりいくつもの批判も存在し、改善されたものもあれば、今後の運用において引き続き留意していくべきものもある。

批判の中で、各人の裨益の小ささから貧困削減にはあまり有効ではないとの批判に対しては、所得分布関数を推計し、計算してみたところ、その効果は必ずしも小さくないことがわかった。また、地域別の貧困ラインと貧困率から計測すると、北部と東北部において、相応の貧困削減効果を発揮すると考えられる。所得格差は正効果も見られることが明らかになった。リランキングによる所得格差悪化については、全体で見るとは観測されなかった。ただし、福祉カード事業は貧困や所得格差の根幹である職業訓練や教育とうまくリンクしていないという批判については、ある程度当てはまる。教育の格差は所得の格差とも相関があるところ、当面の間、福祉カードを用いて就学支援策を展開することも重要となる。他方、職業訓練については、福祉カード事業には組み込まれているが、深刻ではない貧困状況の者は職業訓練を受講しないため、貧困から自律的に脱する力に弱いという点は、批判のとおりである。

現政権は、生活費負担軽減策としての給付額を引き上げようとしているが、貧困者に関してのみ引き上げれば財政負担もそれほどなく、貧困率も効果的に下げることができるが、政府が減少させたいと考えている「貧困に近い状況にある者」は大きく増加する。福祉カード事業としてこれにも対処していくことは可能であるが、その場合、他方で財政負担が膨張するという試算結果になった。そして、福祉カード保有者全体への給付が大きくなりすぎれば、貧困の罫の発生が懸念されるほか、Lambertの命題で危惧される多すぎるリランキングを通じて、所得格差が改善されないこともあり得、その場合には社会の不安定化がもたらされかねない。

参考文献

- 江川暁夫 (2013) 「タイの価格統制・価格監視規制と社会的厚生への影響」日本タイ学会『年報タイ研究』13、pp.61-76。
- 江川暁夫 (2014) 「タイの粳米担保融資制度の社会的コストと農民への便益」日本地域学会『地域学研究』44(3)、pp.289-303。
- 江川暁夫 (2019) 「福祉カード事業：(2)事業をめぐる問題点」公益財団法人日本タイ協会『タイ国情報』53(2)、pp.16-25。
- Japan Bank for International Cooperation. 2001. *Poverty Profile Executive Summary*. Kingdom of Thailand. (https://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/pdf/thailand_e.pdf)
- Aronson, J Richard & Johnson, Paul & Lambert, Peter J, 1994. "Redistributive Effects and Unequal Income Tax Treatment," *Economic Journal*, Royal Economic Society, vol. 104(423), pages 262-270, March.
- Ministry of Foreign Affairs, Thailand. 2017. *Thailand's Voluntary National Review on the Implementation of the 2030 Agenda for Sustainable Development June 2017*. (<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/16147Thailand.pdf>)
- National Statistical Office of Thailand. 2017. *The Informal Employment Survey*. (http://www.nso.go.th/sites/2014/DocLib13/สำเนาสิ่งพิมพ์/รายงานแรงงาน/รายงานนอกระบบ/รายงานนอกระบบ_2560/รายงานนอกระบบ_60.pdf)